

強引に置いていかれた配置薬、処分してもいい？

夜中や薬局などがしまった後に急な発熱などで薬を必要とすることはよくあることです。薬事法の改正に伴い薬局のほかコンビニなどでも薬が買えるようになりましたが、使った分だけ料金を後払いし、いつでもすぐに使える配置薬はその便利さから今でも親しまれているサービスです。しかし、相談窓口には、販売員の強引な勧誘により配置薬を契約してしまったなどという相談が平成21年度に急増し、昨年度は17件の相談が寄せられています。

事例1

2年ほど前、配置薬業者が訪問してきて「薬を置かせてほしい」と言った。断ったが「置くだけ置かせてほしい」と強引に置いていってしまった。最近薬交換のため男性の業者が来た。解約を申し出たが営業担当に言ってほしいと受け付けてくれなかった。薬は全く使用していなかったが高額なサプリメントやドリンクを勧められるのに閉口している。解約したい。(契約者 59歳 女性)

事例2

父が、以前から付き合いのある配置薬の業者から「体に良いのでこのあたりの年寄りみんな飲んでいる」と、健康食品を勧められ購入した。高額なので解約させたい。(契約者 84歳 男)

事例3

16年前、義母が訪問販売の業者から配置薬を購入した。義母に聞くと最近この業者が集金に来たので代金を支払ったという。
時効ではないのか。(契約者 84歳 女性)

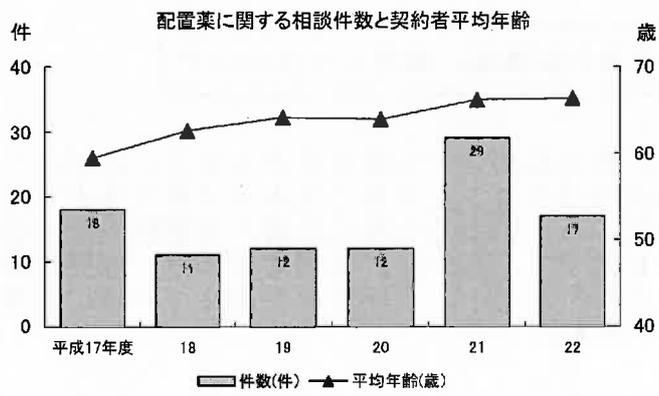
事例4

配置薬を置いたが、薬の取り替えもないまま2～3年過ぎた。期限切れの薬があったため廃棄してしまった。一昨日突然業者が来た。
処分した薬の代金を支払う必要はあるか。(契約者 37歳 女性)

アドバイス

- ・ 通常、訪問販売にはクーリング・オフ制度がありますが、配置薬などについては開封してしまった分は原則返品・解約することはできませんので注意が必要です。
- ・ また、配置販売業を行うには都道府県の許可が必要ですし、配置を行う場合には都道府県知事が発行する身分証明書を携帯しなければならないこととされていますので、訪問を受けた場合はそれらを確認し連絡先などを控えておきましょう。
- ・ なお、薬や薬箱は業者から預かっているものであり、消費者には保管義務があります。期限が切れたからといって勝手に処分する事はできませんので注意して下さい。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。



H23. 5. 24
岐阜新聞掲載